

毎週火、金曜日発行(但休日に変更るときは、)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

鳥取県告示第二百九十三号

次の者に対して買収令書の交付ができないので、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第十一条第二項の規定により、買収令書の交付にかえて告示する。

昭和三十八年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 目次

- ◇告示 買収令書の交付不可能による告示  
牛のピロプラズマ病検査等の実施  
基本測量実施の通知
- ◇雑報 地方職員共済組合の役員の変動

### 一 土地の表示、所有者の住所氏名等

#### 表

郡市区町村	大字、字	地番	台帳地目	現況	面積	対価	所有者の住所氏名又は名称	担保権の内容	権利者の住所氏名	摘要
岩美郡	洗井	宮ノ後	九六八	田	田	一反七〇八歩 (持分1/6)	住所不明 井本はる枝			
岩美郡						三、五一四四	住所不明 井本 元蔵			

二 買収の期日 昭和三十八年七月一日

三 対価の支払方法 農地法第十二条第二項および第三項の規定により供託

鳥取県告示第二百九十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ピロプラズマ病検査、肝てつ検査、だに駆除及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査、投薬及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプロズマ病及び肝てつ症予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 肝てつ検査及び駆除
- 牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。
- ピロプラズマ病検査及びだに駆除
- 牛。ただし、生後四十日以内のもの及び分べん前後一

ヶ月以内のものを除く。

六月三日	西伯郡淀江町宇田川地区	宇田川検診所
〃 四日	〃	〃
〃 五日	〃	〃
〃 六日	〃	〃
〃 七日	〃	〃
〃 十日	大山町所子地区	所子
〃 十一日	大山地区	佐摩
〃 十二日	高麗地区	高麗
〃 十三日	中山町逢坂地区	逢坂

ピロプラズマ検査、ダニ駆除

実施期日	実施区域	実施場所	備考
六月 六日	西伯郡中山町二本松	二本松検診所	
〃 七日	〃	〃	
〃 十日	大山町香取	香取	
〃 十一日	〃	〃	
〃 十二日	名和町新渡道	新渡道	
〃 十三日	旧奈和	旧奈和	
〃 十四日	陣構	陣構	
〃 十五日	上大山	上大山	
〃 十七日	楽仙	楽仙	
〃 十八日	新高田	新高田	
〃 十九日	大山町明間	明間	
〃 二十日	中山町二本松	二本松	
〃 二十一日	〃	〃	
〃 二十二日	高橋	高橋放牧場	
〃 二十四日	萩原	萩原検診所	
〃 二十五日	林峯	林峯	

二十六日	庄田	庄田
二十七日	大山町赤松	赤松
二十八日	種原	種原
二十九日	中山町二本松	二本松
七月五日		
六日		

豊房、佐摩、今在家を含む

雑報

地方議員共済組合の役員の変更が、昭和38年5月13日付で次のとおりであったので、地方公務員共済組合法第14条第4項の規定に基づき公告する。

昭和38年5月31日

地方議員共済組合理事長 萩 田 保  
 退任 理事(非常勤) 平 野 正 臣  
 新任 理事(非常勤) 河 野 義 男  
 (静岡県総務部人事課長)

鳥取県告示第三百三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十八年五月三十一日

鳥取県知事 石、破 二 朗

- 一 作業種類 基本測量(国土基本図基準点測量)
- 二 作業期間 昭和三十八年六月 一日から  
昭和三十九年三月三十一日まで
- 三 作業地域 八頭郡用瀬町、八東町

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市東谷町 印刷局  
電話 一五〇五(局長室)